



vol.4 NOV.2019

NEWS LETTER

written by 弁護士法人大賀綜合法律事務所 宇部オフィス
COO 弘藤智基



Monthly
THEME

公証人は何をしてくれるのか

1 はじめに

公証役場は、公証人法に基づき、全国約300か所に設置されています（ちなみに、山口県では、山口市、周南市、萩市、岩国市、下関市、宇部市の6か所に設置されています）。皆様の中には公証人に公正証書を作成してもらったり、定款の認証してもらったり、といったことで公証役場を利用したことがある方もおられると思います。そこで、今回のニュースレターでは「公証人は何をしてくれるのか」をテーマに簡単にお伝えしようと思います。

公証人が行う業務は大きく分けると、

- ① 公正証書を作成すること
- ② 各種認証を与えること

の2つになります（厳密には他にもありますが、ここでは省略します）。

2 公正証書の作成

(1) 公正証書は、当事者間での任意の合意が成立した場合などに、合意内容・時期等を公に証するために作成されます。この公正証書は、第三者である公証人が関与して作成されますので、作成すれば、（単なる合意にとどまるときよりも）当事者に合意内容の履行を心理的に促す効果があります。そのため、将来の紛争防止に資することが期待できるわけです。ただ、現実的には、“単なる合意”に金銭を支払い、時間や手間を費やしてま

で公正証書を作成することはあまりないかもしれません。

(2) もっとも、一定の行為を行う場合には、公正証書の形式によるべきことが法律上求められています（公正証書遺言、任意後見契約、事業用定期借地契約などが代表でしょうか）。その場合には公正証書を作成せざるを得ません。

また、公正証書を作成することで当事者の一方に有利な効果が発生する場合があります（例えば、金銭の支払いを求める場合に相手方との間で公正証書を作成しておく、相手方が支払わなかった場合、すぐに強制執行に移行することができます）。この場合にも公正証書を作成しておくとい良いでしょう。

3 各種認証

公証人が与えてくれる認証には、①私署証書の認証、②宣誓認証、③定款認証などがあります。紙幅の関係上、ここでは紹介するだけにとどめます。

4 終わりに

公正証書に関して言えば、事案の内容、相手方の状況等によって、公正証書を作成すべき場合と作成しなくてもいい場合があります。その見極めには極めて専門的な判断が要求されますので、お悩みの際には当事務所までご相談いただければと思います。

[裏面へ](#)



- 厚労省／長時間労働の監督指導で運輸交通系は製造業に次ぐ高さ

LNEWS2019年9月24日

- 共同親権,年内に研究会設置 = 導入の是非を議論へ - 法務省

時事ドットコムニュース 2019年9月27日

- 幼保無償化あすスタート 外国人施設は対象外 保護者ら「不公平」

東京新聞 2019年9月30日

- SIM ロック無料で即時解除 総務省が指針改正案

日本経済新聞 2019年10月1日

- 政府, 補正予算案の検討を開始 国内農業支援策など柱に

SankeiBiz2019年10月7日

- 外資規制強化, 株 1%以上に届け出義務 外為法改正へ

日本経済新聞 2019年10月8日

- 農産品の輸出拡大法案など閣議決定 農水省に司令塔

日本経済新聞 2019年10月11日

- 中国念頭、外資規制強化へ 外為法改正案を閣議決定

日本経済新聞 2019年10月18日

- 社外取締役を義務付け = 会社法改正案を閣議決定

時事ドットコムニュース 2019年10月18日

[表面へ](#)

